

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
常陸太田市	大里町	令和4年3月17日	令和4年3月17日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	121 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	37 ha
③地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計	103 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	29 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	74 ha
④地区内において今後中心経営体引き受け意向のある耕作面積の合計	19.5 ha
(備考)	

2 対象地区の課題

- ・農業従事者の高齢化が進んでおり、新たな農地の受け手の確保が必要。
- ・一部山際に接している場所や谷津田になっている場所については耕作放棄地があり、今後増加することが懸念される。
- ・イノシシによる耕作地の掘り起こしや農作物の食害など有害鳥獣被害が生じている。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・中心経営体である認定農業者や認定新規就農者が中心となった農地利用を図る。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

- ・農地中間管理機構の活用方針
地区の中心経営体へ集積化するために、農地中間管理機構等を活用し、担い手へ貸付けを進めていく。
また、現在自作している方にも、今後農地中間管理機構制度を理解していただき、自分で耕作できなくなった場合に、直ぐに中心経営体の方へ移行できるように推進する。